

# 学芸員

## 社会教育主事（社会教育士）

### 《目次》

1. 学芸員の資格取得にあたって..... p.1
2. 学芸員資格取得に関わる事項
  - (1) 学芸員資格取得のためのカリキュラム(2020年～2023年度入学生に適用) p.2
  - (2) 「博物館実習」履修基準..... p.3
  - (3) 「学芸員課程」履修上の手続き..... p.3
- 【資料】学芸員資格取得者と学芸員採用状況..... p.4
3. 「社会教育主事任用資格（社会教育士）」取得に必要な社会教育に関する科目の単位の修得について .. p.5
4. 「社会教育主事任用資格」取得に関わる事項
  - (1) 「社会教育主事任用資格」取得のためのカリキュラム《2022年度以降入学生に適用》p.6
  - (2) 「社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱ」履修基準 《2022年度以降入学生に適用》..... p.7
  - (3) 「社会教育主事」履修上の手続き..... p.7

# 1. 学芸員の資格取得にあたって

昭和26年に制定された博物館法によれば、博物館の目的を達成するのに必要な「学芸員」を専門職員として置くことが規定されています。もちろん、同法による博物館として登録していない博物館はこの限りではありません。

「学芸員」とは、博物館・美術館等の社会教育機関において、資料の収集・保管、調査研究及び普及活動等、博物館の中心業務についての専門的事項を担当する専門職員です。したがって、博物館がその目的を達成し、十分な機能を果たしうるかどうかは、学芸員の能力と活動にかかっていることを認識してください。

本学において、学芸員となるための資格を得るには、まず、大学所定の単位を修得して、学士の学位を有することが必要です。同時に、学芸員課程において、定められた所定の単位を修得してください。

この二つの条件を満たしてはじめて「学芸員資格単位修了証書」が交付されることとなりますが、当課程を志望するにあたっては、次の二点を十分に考慮する必要があります。①就職にあたっては高度な専門的能力を要求されること。②博物館数が限られているため就職が難しいこと。とくに重視すべき点は「専門的能力」についてであり、その修得の難しさです。

皆さんの見学した博物館を思い出してください。展示されているものは動・植物資料、化石・鉱物資料、考古資料、民俗資料、文書・絵画資料、その他等、多岐にわたっていたはずですが、もちろん、これら全ての分野に関して専門的な知識を求められるものではありません。ある種の分野において専門的業績をあげるだけの能力をもち、かつ他の分野においても収集・保管・展示・普及等について広い知識を要求されます。

ここで注意しなければならないことは、ここでいう「専門的能力」を身につけるには、一般教育を基礎とした上で専門課程での研鑽と自己学習が極めて重要であるという点です。3年次もしくは4年次で履修する見学・実技・館務実習からなる博物館実習はその専門的能力を点検し、磨きをかける場であることを銘記して、取り組んでください。

## 2. 学芸員資格取得に関わる事項

### (1) 学芸員資格取得のためのカリキュラム(2020~2023年度入学生に適用)

	博物館法施行規則に規定されている科目		本学における開講科目			備考
	科目名	単位	科目名	履修年次	単位	
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論 A	1~2	2	こども発達学科卒業単位に含まれる
	博物館概論	2	博物館概論	1~2	2	人間科学科卒業単位に含まれる
	博物館経営論	2	博物館経営論	2~3	2	学芸員設置科目
	博物館資料論	2	博物館資料論	2~3	2	人間科学科卒業単位に含まれる
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2~3	2	学芸員設置科目
	博物館展示論	2	博物館展示論	2~3	2	学芸員設置科目
	博物館教育論	2	博物館教育論	1~2	2	人間科学科卒業単位に含まれる
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	1~2	2	人間科学科卒業単位に含まれる
	博物館実習	3	博物館実習	3~4	3	学芸員設置科目
	計	19			19	
選択科目	考古学		考古学 A	1~2	2	人間科学科卒業単位に含まれる
			考古学 B	1~2	2	
	民俗学		民俗学 A	1~2	2	人間科学科卒業単位に含まれる
			民俗学 B	1~2	2	
	地学		地球科学	1~2	2	教養科目卒業単位に含まれる
	美術史		ヨーロッパの美術	1~2	2	教養科目卒業単位に含まれる
			東洋の美術	1~2	2	
	生物学					
自然科学史		自然科学概論	1~2	2	教養科目卒業単位に含まれる	
物理学						
文化史		文化財概論	2~3	2	人間科学科卒業単位に含まれる	
		地域文化史	2~3	2		

#### A 履修方法

- (1) 必修科目：9科目19単位をすべて修得してください。
- (2) 選択科目：考古学・民俗学・地学・美術史・自然科学史・文化史の6分野から8単位以上修得してください。

#### B 履修上の留意事項

- (1) 備考欄に「学芸員設置科目」と記載されている科目の単位は、卒業要件の単位には加えられないので留意してください。(こども発達学科を除く)
- (2) 選択科目の11科目は、博物館の主要分野の科目のため、すべて履修することが望ましいです。また、資格取得のための科目ではありませんが、教養科目の「世界の言語と日本語」、「日本史」、「日本近代史」、「北海道史」、「世界の音楽」、「環境論」、「北海道社会論」も取得しておくことが望ましいです。
- (3) こども発達学科の留意事項  
「学芸員設置科目」は、卒業要件の単位(自由選択科目群)に加えられます。

## (2) 「博物館実習」履修基準

◎三年次で館務実習に行く場合

- (1) 必修科目 「博物館概論」の他に「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」の中から2科目 及び選択科目の4科目の単位を修得していること。
- (2) 卒業要件 124 単位 のうちから 70 単位以上を修得していること。

◎四年次で館務実習に行く場合

- (1) 必修科目 「博物館概論」の他に「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」の中から2科目及び選択科目の4科目の単位を修得していること。
- (2) 卒業要件 124 単位 のうち 100 単位以上を修得していること。

◎その他の注意事項

「博物館実習」では、年間授業計画のなかに施設見学が予定されています。その場合の見学料・交通費等は自己負担となっているので留意してください。なお、詳細については、「博物館実習」の講義時に説明を行います。

## (3) 「学芸員課程」履修上の手続き

### 申込手続き

- (1) 学芸員課程の履修を希望する学生は、証明書自動発行機にて課程授業料を納入し、「学芸員課程受講願」に必要事項を記入の上、教育支援課に提出してください。この提出期間はガイダンスと掲示で確認してください。
- (2) 「学芸員課程受講願」は、一度提出するだけで在学中有効です。

### 履修科目の登録手続き

学芸員課程の授業科目の履修は、学科課程の履修登録と同じです。登録日も同一です。

### 学芸員課程受講料

- (1) 学芸員課程授業料 **17,000 円** (学芸員課程受講願の提出時に一括納入してください)
- (2) 博物館実習料 **20,000 円** (博物館実習を履修する年次の履修登録時に納入してください)  
なお、館園実習に宿泊料と交通費が必要な場合や施設見学に見学料と交通費が必要な場合は、別途徴収となるので注意してください。
- (3) 一旦納入した課程授業料、実習料は返還しません。

## 【資料】学芸員資格取得者と学芸員採用状況

### 1. 学芸員資格取得者

F：心理学部臨床心理学科（R：人文学部臨床心理学科） H：人文学部人間科学科 L：人文学部英語英米文学科 D：人文学部こども発達学科 J：法学部法律学科 K：経済学部経済学科（E：商学部経済学科） C：商学部商学科 N：商学部第二学部商学科 S：社会情報学部社会情報学科 科：科目等履修生（91年度まで聴講生）（内：本学卒業生の出身学科）

取得年度	F(R)	H	L	D	J	K(E)	C	N	S	科	計
2000年以前	-	297	16	-	9	19	14	5	13	72	445
2001		12				1	1			2 (H1)	16
2002		5	2		1				1		9
2003		3	1			1			4		9
2004	1	6			2						9
2005	1	11			1		1		1		15
2006		12			1				1		14
2007	1	10			2				4		17
2008	1	15	1		2	3			1	1 (H1)	24
2009		6					1				7
2010	2	5									7
2011		12								1	13
2012		11									11
2013		4									4
2014		6		2						1 (H1)	9
2015		12									12
2016		8									8
2017		7								1	8
2018		8									8
2019		8				1					9
2020		7								1 (H1)	8
2021		5		1						1 (H1)	7
2022		8		3							11
2023	1	9									10
合計	7	487	20	6	18	25	17	5	25	80	690

### 2. 学芸員採用状況（博物館・教育委員会・調査研究機関関係）

<博物館・美術館等>

国立アイヌ民族博物館（財）北海道開拓の村（財）北海道埋蔵文化財センター 北海道開拓記念館（現：北海道博物館）（財）札幌彫刻美術館（現：本郷新記念札幌彫刻美術館）札幌市青少年科学館 江別市セラミックアートセンター 小樽市総合博物館 月形樺戸博物館 七飯町歴史館 帯広百年記念館 標茶町郷土館（現：標茶町博物館）網走市立郷土博物館 弘前市立博物館 斜里町立知床博物館（財）秋田県埋蔵文化財センター MOA美術館

<教育委員会・役場等>

（教育委員会）

浦河町 乙部町 芽室町 恵庭市 厚真町 厚沢部町 札幌市 小樽市 沼田町 上ノ国町 深川市 静内町 石狩市中川町 中標津町 八雲町 平取町 別海町 門別町 羅臼町 青森県八戸市 青森県東通村 岩手県三陸町 秋田県琴丘町 秋田県大館市 秋田市 福井県 静岡県御前崎市

（市役所・役場等）

江別市役所 稚内市役所 名寄市役所 栗沢町役場 佐呂間町役場 斜里町役場

<調査研究機関関係>

青森県埋蔵文化財調査センター（財）岩手県文化振興事業団

# 1. 「社会教育主事任用資格（社会教育士）」取得に必要な社会教育に関する科目の単位の修得について

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず置かれることになっていません(社会教育法第9条の2)。社会教育主事の職務は、「社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。」(社会教育法第9条の3)と規定され、社会教育に関する専門職員として、地方社会教育行政のかなめとなるものです。したがって、社会教育の専門職員たるにふさわしい知識・教養と経験・技術を必要とするものですから、社会教育法第9条の4には、次の各号のいずれかに該当する者というように、一定の社会教育主事となる資格が定められています。

1. 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあった期間
  - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間
  - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
2. 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
3. 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位の修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
4. 第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

**本学における場合は、上の3に該当します。すなわち、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得し、且つ、開設された別記所定の社会教育に関する科目の単位の修得すれば、「社会教育関係科目単位証明書」が与えられ、卒業時には「社会教育主事任用資格認定書」が交付されます。さらに、上記1号のイロハに掲げる職ないし業務に1年以上従事すれば、社会教育主事となる資格を有することとなります。**

社会教育主事の仕事は、人間の形成と発達にかかわる教育の仕事でありながら、学校教育の場合とは異なり、対象も青少年・婦人・成人・高齢者と広範囲で、また、助言・指導を与えるべき専門的技術的な内容も多岐にわたっています。それだけにやりがいのある仕事ではありますが、また、その重要性を十分認識して、人一倍の努力を必要とすることを銘記すべきでしょう。

また、2020年4月1日より社会教育主事の科目を修得すると「社会教育士（養成課程）」の称号が与えられることとなりました。「社会教育士（養成課程）」は、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待され、地域の実情等を踏まえ、社会教育主事と連携・協働して活動を行うことが望まれるため、幅広い活躍が期待されます。

## 2—1. 「社会教育主事（社会教育士）」取得に関わる事項

（2022年度以降入学生に適用）

### （1）「社会教育主事（社会教育士）」取得のためのカリキュラム

	法定科目		本学での開講科目			学科指定						主開講			
	科目名	単位	科目名	履修年次	単位	営	経	人	英	こ	臨		法		
4単位 必修	生涯学習概論	4	生涯学習概論A 生涯学習概論B	1～2 1～2	2 2	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科 こども発達学科		
4単位 必修	生涯学習支援論	4	生涯学習支援論A 生涯学習支援論B	1～2 1～2	2 2	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	社会教育主事 設置科目 こども発達学科		
4単位 必修	社会教育経営論	4	社会教育経営論	1～3	4	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	社会教育主事 設置科目 こども発達学科		
1科目 4単位以上 選択必修	社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4	社会教育課題研究Ⅰ  社会教育課題研究Ⅱ (社会教育実習を含む)	3  3	2  2	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	社会教育主事 設置科目 こども発達学科		
合計8単位以上 選択必修	社会教育特講	8	教育社会学	2～3	2	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科 こども発達学科	
			家族社会学	2～3	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科 こども発達学科
			博物館概論	1～2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科
			博物館情報・メディア論	1～2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科
			地域メディア論	3～4	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済学科
			社会福祉論A 社会福祉論B	1～2 1～2	2 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科 こども発達学科
			教育学概論(中・高)	1	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	社会教育主事 設置科目
			教育学概論(小)	1・2・3	2				◎	◎	○				こども発達学科
			健康教育概論	2～4	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人間科学科 こども発達学科
			子ども論特殊講義	1～4	2	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	こども発達学科 社会教育主事 設置科目
			子どもの発達と芸術	2～3	2	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	こども発達学科 社会教育主事 設置科目
			社会政策Ⅰ	2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済学科
			地域経済論	3	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済学科
環境経済論	3	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済学科			
北海道経済論A	3	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済学科			

#### ＜留意事項＞

(1) ◎印は、卒業要件の単位には加えられないので留意してください。

(2) こども発達学科の学生は以下の点に注意してください。

生涯学習概論A・B、生涯学習支援論A・B、社会教育経営論、社会教育課題研究Ⅰ、社会教育課題研究Ⅱ（社会教育実習を含む）、教育社会学、家族社会学、社会福祉論A、社会福祉論B、教育学概論（小）、健康教育概論、子ども論特殊講義、子どもの発達と芸術はこども発達学科の専門科目を履修すること。

### 3. 「社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱ」履修基準

- ◎ 三年次に履修する場合  
卒業要件の単位を70単位以上修得済みで、「生涯学習概論」および「生涯学習支援論」を修得済みもしくは履修中であること。
- ◎ 四年次に履修する場合  
卒業要件の単位を100単位以上修得済みで、「生涯学習概論」および「生涯学習支援論」のうち1科目以上が修得済みであること。

### 4. 「社会教育主事（社会教育士）」履修上の手続き

#### A 申し込み手続き

- (1) 社会教育主事（社会教育士）課程の履修を希望する学生は、証明書自動発行機にて課程授業料を納入し、「受講願」に必要事項を記入の上、教育支援課に提出してください。この提出期間はガイダンスと掲示で確認してください。
- (2) 「社会教育主事（社会教育士）受講願」は、一度提出するだけで在学中有効です。

#### B 履修項目の登録手続

社会教育主事（社会教育士）の授業科目の履修は、学科課程の履修登録と同じです。登録日も同一です。

#### C 社会教育主事（社会教育士）授業料

- (1) 社会教育主事（社会教育士）課程授業料 10,000円
- (2) 一旦納入した課程授業料は返還しません。  
※ 尚、「社会教育課題研究Ⅱ（社会教育実習を含む）」は実習形式で調査研究を予定していますので、別途実習費を徴収します。